

【別紙2】

居宅介護支援説明書

1. サービス内容

- (1) 当事業は、居宅介護支援にあたり、利用者の自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況及び意向を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当サービス事業者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業所等との連絡・調整等を行っていきます。
- (2) 当事業所は、居宅サービス計画作成にあたり、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるように努力いたします。
- (3) 当事業所は、居宅サービス計画作成にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。
- (4) 当事業所は、居宅サービス計画作成にあたり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努めるとともに、医療サービスおよびその他機関との連携を図っていきます。
- (5) 当事業は、居宅サービス計画作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者及び関係機関との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡・調整等を行っていきます。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し利用者に対して継続的な情報提供、説明等を行っていきます。

2. 担当者の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員及び管理者は、次の通りです。居宅サービス計画などについてのご相談やご不満がある場合には、どんな些細なことでもご連絡ください。
- (2) 担当する介護支援専門員を当事業所の都合などにより変更する場合には、あらかじめ利用者と協議いたします。

担当する介護支援専門員：	
管理者	： 増田 恵美子
連絡先	： 0 4 6 - 8 4 3 - 3 1 3 3

3. 市町村への届出

居宅介護支援のサービスを利用する際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。手続きにつきましては、担当介護支援専門員がご説明いたします。

4. サービス提供の記録

- (1) 居宅サービス計画作成の際には、あらかじめ定められた書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けます。
- (2) 当事業は、一定期間毎に「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する評価を行います。
- (3) 当事業所は、居宅サービス計画に関する記録を5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、またはその写しを交付します。

5. 利用者負担金

- (1) 居宅サービス計画作成については、利用者負担金はありません。ただし、保険料滞納等の場合は、定められた手続きに支払いが生じることがあります。
- (2) 介護支援専門員が、重要事項に規定するサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

6. キャンセル

- (1) 利用者が居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス計画作成等のサービス提供を中止または中断する場合は、事前に当事業所にご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡・調整等を取り消す場合も、速やかに当事業所にご連絡ください。

連絡先：046-843-3133

7. その他

居宅サービス計画作成の際の事故やトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。

- (1) 介護支援専門員は、年金等の管理、金銭の貸借等金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。
- (2) 介護支援専門員に対する贈り物や飲食のもてなし等は、ご遠慮させていただきます。
- (3) 個人情報につきましては、別紙「個人情報に関する同意書」に基づき必要最低限の範囲での使用同意をお願いいたします。

居宅介護支援の契約にあたり上記の通り説明いたします。

(事業者)

所在地 横須賀市長瀬3-6-2
事業者名 衣笠病院長瀬ケアセンター

(代表者)

社会福祉法人 日本医療伝道会
横須賀市小矢部2-23-1
理事長 理事長 古屋 修身 印